

道路整備財源の確保等に関する提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保について
 - (1) 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、その整備に当たっては、大規模災害時における代替性の確保や広域的な医療サービスの提供等、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで、早期完成を図ること。
 - (2) スマートインターチェンジの整備促進を図ること。
 - (3) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。
3. 道路・橋梁等の耐震化、老朽化に伴う維持管理・更新等に対する財政措置及び技術的支援を充実すること。

特に、道路法施行規則第4条の5の2に基づく道路の維持又は修繕に係る経費については、十分な財政措置を講じること。
4. 津波等の災害時における住民の安全・安心を確保するため、高速道路等の防災機能を活かし、防災拠点施設や避難場所等を一体的に整備すること。
5. 都市部や都市部周辺の主要幹線道路における渋滞を解消するため、道路の拡幅、パークアンドライド等の施策を推進すること。
6. 国道の道路景観の向上や安全確保のため、巡回・清掃・除雪等の作業を適切に実施するとともに、必要な予算を確保すること。
7. 訪日外国人の利便性向上を図るため、道路案内標識等における外国語標記の改善

を推進すること。

8. 平成 24 年度に廃止された地方特定道路整備事業の代替措置を講じること。

9. 狭あい道路整備等促進事業を推進するため、必要な予算を確保すること。

10. 東日本大震災関係

(1) 社会資本整備総合交付金（復興枠）については、平成 27 年度以降も継続すること。

(2) 平成 24 年度に廃止された地方特定道路整備事業の代替措置を講じること。

(3) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網を早期に整備すること。